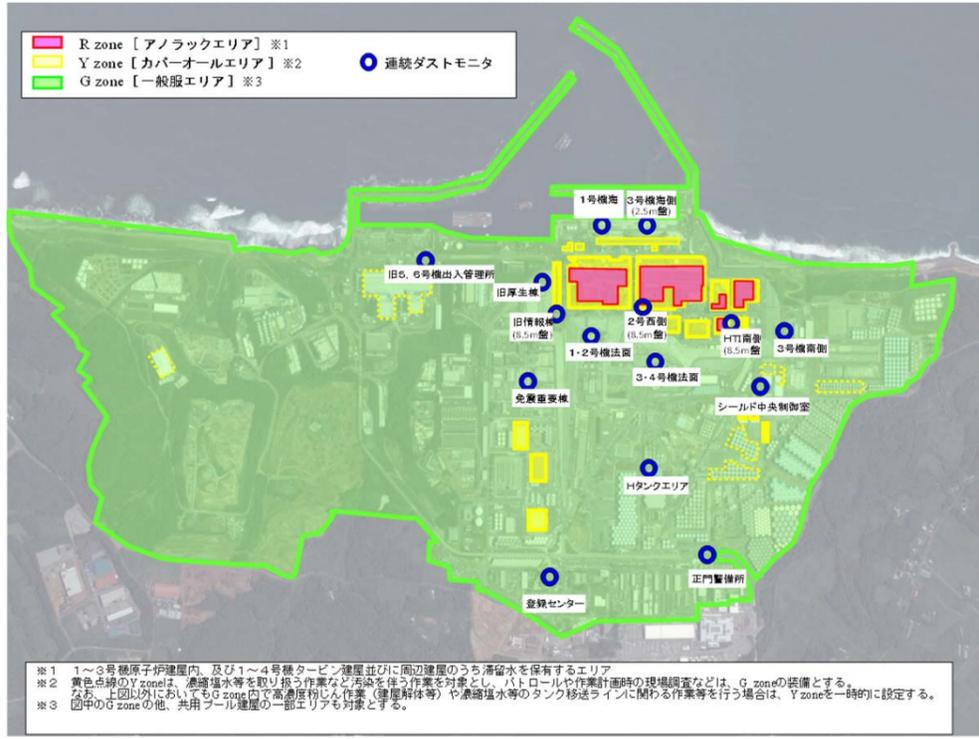


労働環境改善スケジュール

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	10月							11月			12月	1月	2月	3月	4月以降	備考		
				26	3	10	17	24	31	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
労働環境改善	防護装備	1 防護装備の適正化検討 (実績) ・DS2マスク不要エリアの拡大の運用 ・全面マスク用アノラックの導入 (予定) ・DS2マスク不要エリアの拡大の運用 ・全面マスク用アノラックの導入 ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る	検討・設計					全面マスク用アノラックの導入			工程見直し			仕様確定・発注手続き							
			現場作業						試作品の試着テスト2回目			工程見直し									
										全面マスク用アノラックの使用											(継続実施)
										DS2マスク不要エリアの拡大の運用											(継続実施)
	人身安全	2 重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握 (実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施（TBM-KY等） ・熱中症予防対策の実施（4～10月） (予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施（TBM-KY等） ・熱中症予防対策の実施（4～10月）	現場作業					情報共有、安全施策の検討・評価													
									熱中症予防対策の実施（4～10月）												(継続実施)
										健康相談受付											(継続実施)
健康管理	3 長期健康管理の実施 (実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き (予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2021年度対象者（社員）への「白内障検査」（柏崎刈羽）実施 ・2021年度対象者（社員）への「白内障検査」（本社）実施	現場作業					【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き														
								社員・白内障検査（柏崎刈羽）												(継続実施)	
								社員・白内障検査（本社）											(継続実施)		
	4 継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化 (実績) ・1F救急医療室の2021年12月までの医師確保完了（固定医師1名+0-テック支援医師） ・1F救急医療室の10～12月の勤務医師調整 (予定) ・1F救急医療室の1～3月の勤務医師調整 ・1F救急医療室の4～6月の勤務医師調整	検討・設計					1F救急医療室の10～12月の勤務医師調整							1F救急医療室の1～3月の勤務医師調整							
		現場作業						1F救急医療室12月までの医師確保完了													
5 感染症対策の実施 (実績) ・新型コロナウイルス感染症対策の実施 ・インフルエンザ予防接種の実施 (予定) ・新型コロナウイルス感染症対策の実施 ・インフルエンザ予防接種の実施	現場作業						新型コロナウイルス感染症対策の実施														
								インフルエンザ予防接種の実施												(継続実施) 新型コロナウイルスワクチンの職域接種希望者(約3,700名)うち、社員約950名、協力企業作業員約2,750名)については、2021年9月14日の接種をもって職域接種を完了 2021年10月27日15時現在で、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、104名(社員10名、派遣社員1名、協力企業作業員92名、取引先企業従業員1名)、うち、9月2日以降の累計感染者数はゼロ 視察者の受入れは、7月12日より中止しているが、緊急事態宣言の解除に伴い、10月1日より再開	
要員管理、労働環境改善	6 作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握 (実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 (予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	検討・設計					▼作業員の確保状況調査依頼	作業員の確保状況集約▼	作業員の確保状況調査依頼	作業員の確保状況集約	▼作業員の確保状況調査依頼	▼作業員の確保状況集約	▼作業員の確保状況調査依頼								
		現場作業						作業員の確保状況(9月実績/11月予定)と地元雇用率(9月実績)についての調査・集計	作業員の確保状況(10月実績/12月予定)と地元雇用率(10月実績)についての調査・集計	作業員の確保状況(11月実績/1月予定)と地元雇用率(11月実績)についての調査・集計											
7 労働環境・就労実態に関する企業との取り組み (実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡（処遇・労働条件等）への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握 (予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡（処遇・労働条件等）への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握	検討・設計						労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック														
	現場作業													公表(12月下旬)						(継続実施)	

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定													備考
			26	3	10	17	24	31	10月			11月			12月	

労働環境改善



管理対象区域の運用区分 レイアウト 提供：日本スペースイメージング, ©DigitalGlobe

福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス 感染拡大抑制に向けた対策の見直しについて

2021年10月28日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス感染拡大抑制に向けた対策の見直し (1/2)



1. 概要

- 政府による緊急事態宣言の解除等を踏まえ、10月8日から福島第一原子力発電所における感染拡大抑制対策の一部を見直し。今後も引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでいく
- 主な見直し内容は、「出張の厳選」、「他立地県へ出張の移動前及び福島県外からの新規入所者の入県前の抗原検査の実施」、「会食はリスクを考慮の上慎重に判断」など
- 出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、黙食等の基本的な感染防止対策は引き続き実施する
- 現時点（10月27日15時）では、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、104名（社員10名、派遣社員1名、協力企業作業員92名、取引先企業従業員1名）、うち、9月2日以降の累計感染者数はゼロ
- 感染者発生に伴う工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス感染拡大抑制に向けた対策の見直し (2/2)

2. 主な見直し内容 (詳細)

(1)出張の厳選

- ・ 移動時のリスクを踏まえ**厳選** (対応可能な場合は、web会議を優先)
- ・ **他立地県** (新潟県若しくは青森県) への出張は、移動前に抗原検査を実施

(2)県内外及び単身赴任者などの移動

- ・ 勤務地及び自宅周辺の感染者状況を踏まえ、**不要不急**か各自がより慎重に判断

(3)会食 (家族を含む)

- ・ **リスクを考慮の上、慎重に判断**
- ・ 新しい生活様式を遵守の上、「3密」「大人数」「不特定多数」を回避
- ・ 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- ・ 家族を含め、上記回避・自粛ができなかった場合において、会食日を起点に2週間の在宅勤務又は休暇取得による非出社、若しくは、会食日5日後以降に**抗原検査**を受検し、陰性であれば出社可

(4)発電所への新規入所者管理

- ・ 福島県外からの新規入所者※にあたっては、入県前に以下を実施
 - ※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く
 - ・ 2週間の行動履歴を確認
 - ・ **抗原検査**を実施し、結果に問題が無いことを確認

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（全体）（1/3）

TEPCO

＜東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通＞

- **赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）**
 - ・ 発電所各所で実施し、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可
- **食堂での対面喫食禁止、黙食の徹底、椅子の間引き（継続実施）**
- **県内外及び単身赴任者などの移動（一部見直し）**
 - ・ 勤務地及び自宅周辺の感染者状況を踏まえ**不要不急が各自がより慎重に判断**
- **行動履歴の確認（継続実施）**
 - ・ 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- **会食及び会合（一部見直し）**
 - ・ **リスクを考慮の上、慎重に判断**
 - ・ 新しい生活様式を遵守の上、「3密」「大人数」「不特定多数」を回避
 - ・ 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- **日常の健康管理など（継続実施）**
 - ・ 出社前検温を実施し、体調不良の場合は出社を見合わせ
- **発電所への新規入所者管理（一部見直し）**
 - ・ 福島県外からの新規入所者※にあたっては、入県前に「2週間の行動履歴」及び「**抗原検査**を実施し、結果に問題が無いこと」を確認
 - ※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く
- **新型コロナウイルスワクチンの職域接種**
 - ・ 6月28日より実施。現時点で接種を希望している対象者（約3,700名、うち、社員約950名、協力企業作業員約2,750名）への職域接種については、9月14日の接種をもって完了



2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（全体）（2/3）



<東京電力HD(株)社員>

■ 出張の制限（一部見直し）

- ・ 移動のリスク等を踏まえ厳選（対応可能な場合は、web会議を優先）
- ・ 他立地県（新潟県若しくは青森県）への出張は、移動前に抗原検査を実施

■ 会食、会合、イベントへの参加自粛（一部見直し）

- ・ 会食はリスクを考慮の上、慎重に判断、「3密」「大人数」「不特定多数」での会食を回避、具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- ・ 家族を含め、上記回避・自粛ができなかった場合において、会食日を起点に2週間の在宅勤務又は休暇取得による非出社、若しくは、会食日5日後以降に抗原検査を受検し、陰性であれば出社可

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- ・ 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・ 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所へ報告

■ マスク着用義務（継続実施）

- ・ 全所員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（継続実施）

- ・ 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- ・ 社給PCやiPadによる在宅勤務を推進

■ 独单身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- ・ 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- ・各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- ・感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

■ メーカー及び協力企業における来訪時の取り扱い（継続実施）

- ・来訪は、以下の措置を講じる
 - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
 - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
 - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

3. 福島第一原子力発電所における当直体制

- **現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制**
- **廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている**
 - **通勤バスの扱い**
 - 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更
 - **建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避**
 - 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
 - 着替え所を当直員と当直員以外で分離
 - 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離
 - **免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策**
 - 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
 - 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）
 - **運転員の執務環境関係**
 - 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
 - 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施
 - **空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止**
 - 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 感染者が出たときの対策（東電社員及び協力企業作業員共通）

- 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - 感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - 濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- 感染者が使用したエリアの消毒
 - 感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - 濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

- 視察者の受入れは、**緊急事態宣言の解除に伴い、10月1日より再開**

■ 各装備品の取り扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まりが継続しているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどを行っている

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2021年10月28日

The logo for TEPCO, consisting of the letters "TEPCO" in a bold, red, sans-serif font.

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

<経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・**今回、2021年度第1四半期分(4～6月の健康診断)の管理状況及び2020年度第4四半期分以前のフォローアップ状況を確認。⇒ 結果概要は2、3頁に記載。**

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

第1四半期(4～6月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 50事業所 (元請事業者数48社)]

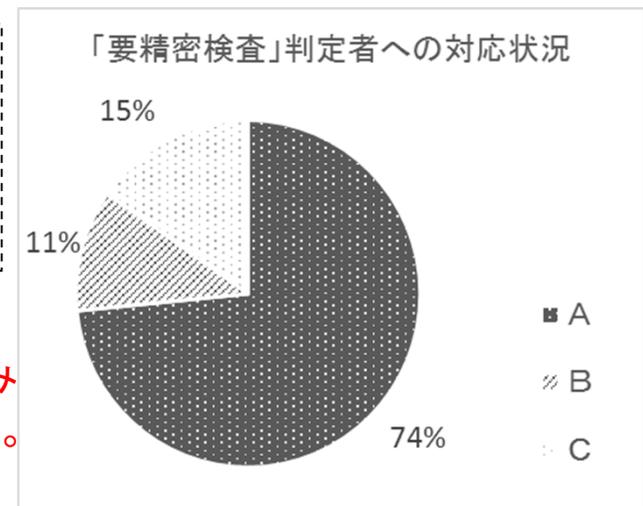
- ・期間中の健診受診者数は、合計4,862人で、そのうち、「要精密検査」は全体の8.5%の414人であった。
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の23.7%の合計1,150人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に74%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると85%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の15%は、次の2021年度第2四半期分報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 414人

対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	304人
B(現在、途中段階)	47人
C(指導後も未受診)	63人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

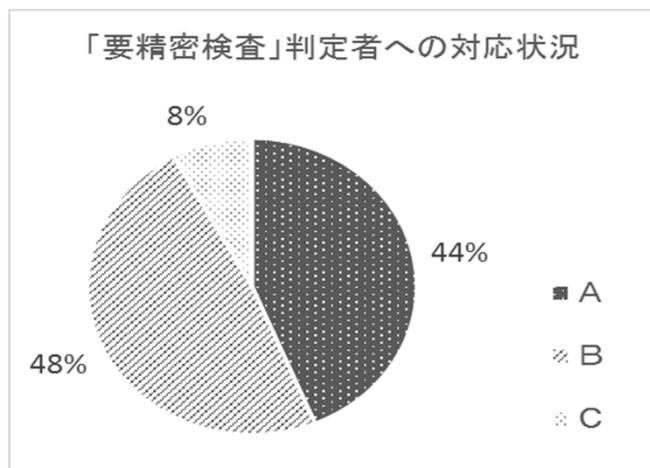
3. 2020年度 第4四半期分以前のフォローアップ状況

第4四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 240人

【第4四半期報告当時】2021年5月

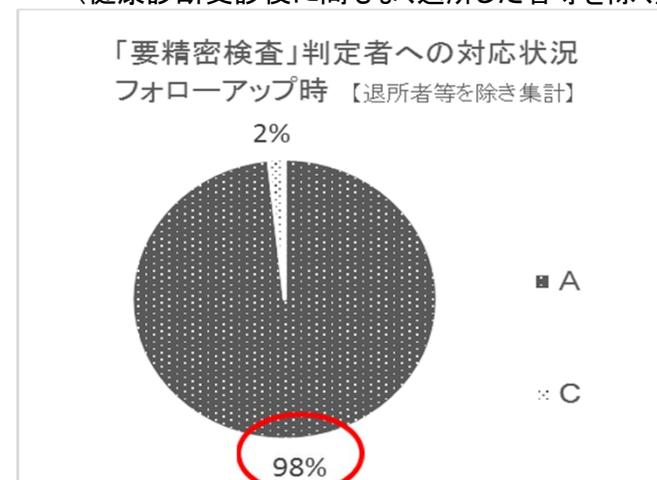
A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	105人
B (現在、途中段階)	116人
C (指導後も未受診)	19人



【フォローアップ状況報告時】2021年8月

A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	234人
C (指導後も未受診)	4人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第4四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で98%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り2%(4人)も継続して確認していく。

2020年度 第3四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、全員が治療を開始、または治療継続中であることを確認。